

藤枝市勤労青少年ホーム体育室 予約調整会議について

体育室における勤労青少年の活動の促進を図るため、申込数が特に多い下記の曜日・時間帯の体育室のみ調整会議を開催しています。下記以外の体育室及びその他室場は、藤枝市公共施設予約システム(抽選予約又は一般予約)からの予約申込のみです。

1 調整会議とは

指定の日時にお集まりいただき、各団体の利用希望日時を申し出ていただき、日時が重複する場合に話し合い等によって予約を調整・決定する会議です。

2 開催日時・会場・対象

- 開催日時 **毎月第3木曜日(祝日の場合は第4木曜日) 19:00 開始。**

利用希望日該当月	調整会議	利用希望日該当月	調整会議
令和8年 4月利用分	2月 19日(木)	10月利用分	8月 20日(木)
5月利用分	3月 19日(木)	11月利用分	9月 17日(木)
6月利用分	4月 16日(木)	12月利用分	10月 15日(木)
7月利用分	5月 21日(木)	令和9年 1月利用分	11月 19日(木)
8月利用分	6月 18日(木)	2月利用分	12月 17日(木)
9月利用分	7月 16日(木)	3月利用分	1月 21日(木)

※調整会議当日に予約できるのは翌々月の利用分です。

- 会 場 勤労青少年ホーム 1階 談話スペース

- 対 象 **木曜日(夜間)、金曜日(夜間)、
土曜日(午前・午後・夜間)、日曜日(午前・午後・夜間) の体育室**

※上記以外の体育室及びその他室場は、藤枝市公共施設予約システム(抽選予約又は一般予約)からの予約申込のみです。

- 調整会議での予約可能枠 **各団体2枠(上限)**

3 調整会議の流れ

- ① 利用希望する2枠分を申し出る
- ② 申出が重複した場合は、話し合い等により調整
- ③ 重複が調整できたら、「利用許可申請書(第3号様式)」に必要事項を記入して提出

4 調整会議で仮予約した使用料の支払期限

調整会議で仮予約した枠の使用料の支払期限は、藤枝市公共施設予約システム(抽選予約分)の支払期限(抽選結果通知日から起算して15日以内)と同日としますので、支払期限までにお支払いをお願いします。

(裏面あり)

5 調整会議後の施設予約

調整会議で仮予約した枠以外に施設予約を希望する場合は、藤枝市公共施設予約システム(抽選予約又は一般予約)で予約してください。

① 抽選予約：翌月1日～3日に抽選予約申込 → 4日 8:00 抽選結果通知

② 一般予約：抽選予約結果の出たあと、4日 12:30 より空き枠の一般予約開始(先着順)

例)令和8年4月利用分の場合

2月19日	19:00	調整会議
3月 1日 ↓ 3月 3日	10:00 ↓ 23:59	調整会議で仮予約した枠以外に施設予約を希望する場合は、 藤枝市公共施設予約システム(抽選予約)に申込
3月 4日	8:00 12:30 ↓	抽選結果通知 空き枠の一般予約開始(先着順)
3月18日	23:59	支払期限 (抽選予約と同様の期限)

6 予約のキャンセルについて

利用日の5日前までに予約キャンセルのお申し出があつたものに限り、振替又は使用料一部還付が可能となります。お早めに生涯学習センターの生涯学習課青少年係へご連絡ください。

※勤労青少年ホーム条例第16条により、利用権の譲渡は禁止です。

7 その他

- ・調整会議の開始時間に遅れた場合、調整会議終了までお待ちいただいた後、仮予約の受付をいたします。
- ・体育室を希望する団体は年々増加していますので、ご希望どおりにならないことがあります。
- ・調整会議に参加を希望する団体は、事前に藤枝市公共施設予約システム利用者登録を済ませておくことが必要です。